

鹿児島県大学図書館協議会広報委員会規程

(総則)

第1条 鹿児島県大学図書館協議会会則（以下「協議会会則」という。）第8条に定めるところにより鹿児島県大学図書館協議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 広報委員会の委員は、協議会会則第2条に定める各委員（以下「会員」という。）から選出された者をもって構成する。

(任期)

第3条 前条に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(目的)

第4条 広報委員会は鹿児島県大学図書館協議会の趣旨に基づき広報活動を行なう。

(役員)

第5条 広報委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出する。

(事務局)

第6条 広報委員会の事務局を協議会会則第5条に定める代表館に置く。

(会議)

第7条 広報委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は協議会会則第9条に定める総会の議決による。

第9条 この規程に定めるもののほか、広報委員会の運営に関し必要な事項は広報委員会において定める。

附則. この規程は、平成22年5月28日から実施する。

附則. 鹿児島県大学図書館協議会会報編集委員会規程は廃止する。